

# 農地転用の手続きについて

農地を農地以外に転用する場合には、事前に農地法第4条または第5条の届出が必要となります。農地転用届出書を練馬区農業委員会事務局に提出する際は以下の要領で提出してください。

## 1 内容

- (1) 農地所有者が自ら所有する農地を農地以外（宅地や駐車場等）に転用する場合  
⇒農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出が必要となります。
- (2) 農地所有者が自ら所有する農地を農地以外（宅地や駐車場等）に転用し、売買などにより権利を他の人に移転する場合  
⇒農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出が必要となります。

## 2 受理通知書の交付について

届出書の受理後、概ね1～2週間で受理通知書を交付します。  
※手続きが完了次第、ご連絡いたします。

## 3 届出・受領にあたっての留意点

- (1) 届出書記載の転用計画について、内容を確認いたしますので、転用計画について説明できる方が窓口にお越しください。
- (2) 使用者による届出・受領も可能ですが、委任状に記載された受任者との関係が確認できる従業員証明書等の提示をお願いしております。関係性が確認できない場合、受付できないことがあります。
- (3) 受理通知書を受領する際には、届出書提出時にお渡しした「交付のお知らせ」および本人確認書類を必ずご持参ください。

## 4 農地転用届出添付書類一覧

種別		必要書類	備考
共通		<input type="checkbox"/> 届出書	・届出者が法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること
		<input type="checkbox"/> 案内図	・住宅地図の写し等
		<input type="checkbox"/> 公図の写し	・写し可 ・登記情報提供サービスによるものでも可 ・発行から3か月以内で情報が最新のもの
		<input type="checkbox"/> 土地全部記載事項証明 (土地登記簿謄本)	・原本 ・発行から3か月以内で情報が最新のもの
		<input type="checkbox"/> 届出人連絡先	・日中に連絡が取れる電話番号
届出人の確認	4条	届出人が法人	<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書など ・写し可 ・発行から3か月以内で情報が最新のもの
	5条	譲受人が個人	<input type="checkbox"/> 本人の住民票の写し ・本籍や続柄の表示不要 ・写し可 ・発行から3か月以内で情報が最新のもの
		譲受人が法人	<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書など ・写し可 ・発行から3か月以内で情報が最新のもの
	共通	現住所が登記簿記載の住所と異なる	<input type="checkbox"/> 登記簿記載の住所から現住所への経緯がわかる書類 ・住居表示証明、住民票の写し、戸籍の附票等 ・写し可
代理人確認	4条	窓口に来る方が届出者以外	<input type="checkbox"/> 委任状 ・委任者は届出人すべて
	5条	窓口に来る方が届出者以外	<input type="checkbox"/> 委任状 ・委任者は届出人すべて ・譲受人と譲渡人双方からの委任状が必要 ・譲受人と譲渡人のどちらか一方が来る場合は、来ない方からの委任状が必要
		窓口に来る方が譲受人と譲渡人のどちらか一方	
本人確認	共通	窓口に来る方	本人確認書類 ・運転免許証などの顔写真付きの本人確認 ・社員証、従業員証明書等の所属が確認できるもの（名刺不可）

- ※ 相続登記未了等の特別な場合の添付書類は裏面をご確認ください。  
※ 委任状は必ず委任者本人が自署押印または記名押印してください。

### 【お問合せ先】

練馬区農業委員会事務局  
練馬区豊玉北6丁目3番1号 練馬区役所北庁舎3階  
<電話番号> 03(5984)1398

下記事項に該当する場合は表面の添付書類に加えて以下に記載の必要書類をご提出ください。

種別		必要書類	備考	
相続登記 未了	共通	遺産分割協議が 済んでいる場合	遺産分割協議書	・原本還付（写しを受領）
			相続人関係図※1	
			被相続人の出生から死亡 までの戸籍謄本※1	・改製原戸籍謄本等 ・写し可
			相続人全員の戸籍謄本※1	・写し可
		遺産分割協議が 済んでいない場合	相続人全員の印鑑証明	・写し可
			相続人全員の同意書	・実印押印 ・すべての相続人が届出書に 署名、押印（実印）でも可
			相続人関係図※1	
			被相続人の出生から死亡 までの戸籍謄本※1	・改製原戸籍謄本等 ・写し可
仮換地の 土地	共通	土地区画整理法に よる仮換地指定を 受けている場合	相続人全員の戸籍謄本※1	・写し可
			相続人全員の印鑑証明	・写し可
			仮換地指定通知書または 仮換地証明書	・写し可
			仮換地案内図	・写し可
特定遺贈	5条	遺言執行者が選任 されている場合	仮換地位置図	・写し可
			仮換地明細図	・写し可
			遺言書	・原本還付（写しを受領）
			遺言執行者であることを 証明する書類	・写し可
		遺言執行者が選任 されていない場合	遺言書	・原本還付（写しを受領）
			相続人関係図※1	
			被相続人の出生から死亡 までの戸籍謄本※1	・改製原戸籍謄本等 ・写し可
			相続人全員の戸籍謄本※1	・写し可
死因贈与	5条	死因贈与契約によ る農地の転用	相続人全員の印鑑証明	・写し可
			死因贈与契約書	・原本還付（写しを受領）
			相続人関係図※1	
			被相続人の出生から死亡 までの戸籍謄本※1	・改製原戸籍謄本等 ・写し可
成年 後見人 関係	共通	成年後見人制度を 適用している場合	相続人全員の戸籍謄本※1	・写し可
			成年被後見人の戸籍謄本 または法務局が発行する 成年後見登記の登記事項 証明書	・写し可
未成年 関係	共通	届出者が未成年	相続人全員の印鑑証明	・写し可
			親権者（未成年後見人） であることを証明する 書類	・戸籍謄本等 ・写し可
破産 管財人 関係	共通	届出者が破産者	住民票	・写し可
			破産管財人であることを 証明する書面	・写し可
一部転用	共通 (※2)	一筆の内、一部を 転用する場合	破産管財人の印鑑証明	・写し可
			実測図等 (転用部分の場所、面積 を特定したもの)	・写し可 ・基本的には分筆後に提出 (※2) 5条は使用貸借権、賃貸 借権の設定等のみ可能 (所有権移転の場合は不可)
生産緑地 関係	共通	生産緑地法第8条 第4項の通知を して転用する場合	生産緑地法第8条第4項 による通知の写し	・練馬区の收受印が押印済み であるもの
賃貸借 関係	共通	賃貸借による権利 が設定されている 農地	農地法第18条の許可 または合意解約があった ことを証する書面	・写し可

(※1) 登記官の認証文付き法定相続情報一覧図で代用可能